

2018年2月7日

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡  
理事長 朝見 行弘 様

株式会社ホテル日航福岡  
代表取締役社長 太田 禎

### 「ご婚礼披露宴規約に関する申入れ」のご回答

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2017年12月22日付で貴機構から受領しました「ご婚礼披露宴規約に関する申入れ」に対し、下記のとおりご回答申し上げます。

敬具

#### 記

- ・お申入れ1 ご結婚披露宴規約6) 取消料の「お預り金」について  
ご結婚披露宴規約6)のうち、「ご披露宴当日の7日前から前日まで」及び「ご披露宴当日」の取消料につき、「お預り金の全額」を削除します。  
貴団体のお申入れの通り、規約の文面に誤解を招く表現があると認識し、上記へ変更いたします。
- ・お申入れ2 ご結婚披露宴規約6) 取消料について
- ・お申入れ3 ご結婚披露宴規約6)「発注済の附帯商品全額」について

ご結婚披露宴規約6)に、「お申込日からご披露宴当日の365日前まで」の解約に関して、新たに項目を設け、取消料を「お申込金より25,000円」とし、また、その日以降の取消料等についても、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会のモデル約款を参考にいたします。また、「発注済の附帯商品全額」につき、取消によって弊社が実際に負担する実費であることが明らかとなるよう、「発注済の附帯商品の取消に伴う実費」と改めます。

変更後の取消料等は以下のとおりです。

お申込日からご披露宴当日の 365 日前まで	お申込金より 25,000 円
ご披露宴当日の 364 日前から 180 日前まで	お申込金より 50,000 円及び発注済の附帯商品の取消しに伴う実費
ご披露宴当日の 179 日前から 150 日前まで	お申込金の全額及び発注済の附帯商品の取消しに伴う実費
ご披露宴当日の 149 日前から 90 日前まで	お見積額（サービス料を除く）の 20%及び発注済の附帯商品の取消しに伴う実費
ご披露宴当日の 89 日前から 60 日前まで	お見積額（サービス料を除く）の 30%及び発注済の附帯商品の取消しに伴う実費
ご披露宴当日の 59 日前から 30 日前まで	お見積額（サービス料を除く）の 40%及び発注済の附帯商品の取消しに伴う実費
ご披露宴当日の 29 日前から 8 日前まで	お見積額（サービス料を除く）の 45%及び発注済の附帯商品の取消しに伴う実費
ご披露宴当日の 7 日前から前日まで	お見積額（サービス料を除く）の 45%及び発注済の附帯商品の取消しに伴う実費
ご披露宴当日	お見積額（サービス料を除く）の全額

- ・お申入れ 4 ご結婚披露宴規約 2)・7) について  
ご結婚披露宴規約 2) 尚書の部分及び同規約 7) について、「ご両家」を削除します。
- ・お申入れ 5 ご結婚披露宴規約 9) について  
本項は、ホテルからの契約解除を前提としており、実際の運用上もお申込金は返還いたしておりますので、明記のご要請に関しましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。

以上